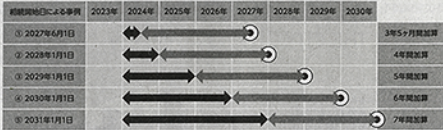


広告

＜生前贈与加算期間の段階的延長＞



※修正により延長される期間中の期間内の贈与は110万円を控除して残額を加算。◎は相続開始日

生前贈与加算の期間が7年に延長

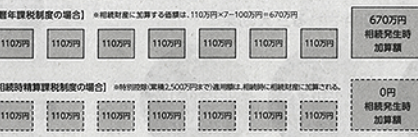
【暦年課税制度】  
現行制度では、相続が開始した後に被相続人から相続または遺贈によって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内、被相続人から贈与を受けた財産の価額は、相続税の対象とされます。これを「生前贈与加算(相続財産へ持ち戻す)」といいます。

この延長により、将来の不透明性が増すため、今後は早期に贈与を開始したいと考え、贈与が増えると思われる方も増える可能性があります。

基礎控除を新設し 持ち戻しも無し

【相続時精算課税制度】  
相続時精算課税制度は、原則として、親または父母等から、直系血縁である推定相続人及び孫のうち18歳以上の者に対する財産の贈与の場合に選択できる制度です。全ての贈与と財産(贈与時の時価を相続財産に贈与した際の残額2,500万円までの特別控除分も加算)を計算することとなります。

＜毎年、子に110万円を贈与していた場合で相続前7年間を比較＞ (イメージ)



相続税・贈与税の一体課税への流れに おいて対策への影響

【改正2項】  
2023年度税制改正 生前贈与(一律一律)に対し 相続専門の税理士、父の相続を担当する

【改正2項】  
2023年度税制改正 生前贈与(一律一律)に対し 相続専門の税理士、父の相続を担当する

# 相続対策の最前線

## 2023年度税制改正大綱のポイント

### 公示地価発表

近年、超高齢化に伴う老老相続(高齢者から高齢者への相続)が増加しているといわれますが、税制調査会等でこれまで、高齢者への資産偏在の傾向を是正するために生前贈与を促すべきとの方向性が示される一方で、それでは格差の継承、固定化を促すものになりかねない等の議論が長年なされながら、改正実施までには至っていません。

今回の税制改正の大きなポイントになるのは相続税・贈与税です。資産の世代間移動を促進する狙いとともに、資産移転時期の選択には中立的な税制構築を図る方向です。そこで今から取り組むべき相続対策、税制改正の対応について、代表税理士の清田幸弘氏にお話を伺いました。



ランドマーク税理士法人 代表税理士 立教大学大学院 客員教授 清田 幸弘

**ランドマーク税理士法人 定例セミナー**  
**【テーマ】令和5年度 税制改正のポイント**  
 令和5年度の税制改正大綱をもとに、改正内容の重要なポイントと対策を解説いたします。  
**開催日時:4月18日(火) 14:00～15:00** ※個別相談 15:00～ ※事前予約制  
 会場:ランドマーク税理士法人 東京丸の内事務所 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階  
 ランドマーク税理士法人 検索

**【改正2項】**  
 2023年度税制改正 生前贈与(一律一律)に対し 相続専門の税理士、父の相続を担当する  
 ランドマーク税理士法人 代表税理士 清田 幸弘 著

# 相続税・生前対策・事業承継 法人決算・確定申告

相続相談実績数  
累計 **24,000** 件超  
◎2022年12月時点

相続税申告実績数  
累計 **6,800** 件超  
◎2022年12月時点

確定申告実績数  
年間 **3,500** 件超  
◎2022年度

〈初回限定〉  
**60~90分**  
**ご相談無料**  
お気軽にどうぞ

全国どこでも対応します。お気軽にご相談ください。

- 東京丸の内事務所 ●新宿駅前事務所 ●池袋駅前事務所 ●町田駅前事務所 ●タワー事務所 ●横浜駅前事務所 ●横浜緑事務所 ●新横浜駅前事務所
- 武蔵小杉駅前事務所 ●大宮駅前事務所 ●ランドマーク行政書士法人 湘南台駅前事務所 ●ランドマーク行政書士法人 朝霞台駅前事務所 ●ランドマーク行政書士法人 鴨居駅前事務所